

40歳以上75歳未満の被扶養者の方へ

特定健診（健康診断）は受けましたか？ 年に1回の受診を忘れずに！！

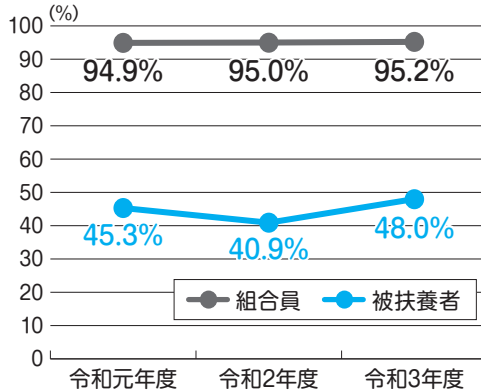
私は
受けました

当組合の被扶養者の方は過半数が特定健診を受けていない状況です。

当組合では、生活習慣病の早期発見のため、特定健診が次の方法で受診できるような機会の充実を図っています。

- ① 市町村が実施する住民健診
- ② 医療機関
- ③ 人間ドック
- ④ 全国巡回健診
(現職組合員の女性被扶養者のみ)

○当組合の特定健診受診率



特定健診のページはこちら



生活習慣病とは？

高血圧症や脂質異常症、糖尿病、心臓病など、食事の偏りや運動不足、喫煙などで発症する病気の総称であり、自覚症状が出にくく、サイレントキラーとも呼ばれています。

ご家族の健康維持・健康管理のためにも、毎年必ず特定健診（健康診断）を受け生活習慣病の予防を心がけましょう。

特定健診未受診の方へ受診勧奨通知を送付します

10月中旬に、特定健診を受けていない被扶養者の方へ受診勧奨の通知をお届けしますので、内容を必ず確認してください。



▲特定健康診査受診券 見本

（パート先等で受診した健診結果票の提出のお願い）

提出していただいた方にQUOカード（1,000円分）を進呈

40歳以上75歳未満のパート等でお勤めされている被扶養者の方の特定健診の受診状況を確認するために、パート先等で受けた健康診断の健診結果票（写）の提出をお願いしています。提出いただいた方には、QUOカード（1,000円分）を進呈しますので、ご協力をお願いします。



詳細については、本年5月下旬に送付しました特定健康診査受診券に同封しています案内をご覧ください。

注意

「特定健康診査受診券」を利用した特定健診（住民健診・集合契約医療機関・巡回型特定健診）、または人間ドックを受診した方は対象になりません。

※「特定健康診査受診券」を紛失した場合等は再交付しますので、「特定健康診査受診券再交付申請書」を共済事務担当課を通じて提出してください（当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます）。

お問い合わせ先

医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413